平成２６年（フ）第３５５５号
大阪市浪速区湊町２―２―22　アーベインなんばウエスト1008号、住民票上の住所名古屋市中村区名駅５丁目33番21号　アクアタウン納屋橋2609号
債務者　塩見　真人
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７１号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―1110号
債務者　原口　　洋
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９９号
大阪府吹田市垂水町２丁目７番17号
債務者　玉置　暢子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１６号
大阪市平野区喜連４丁目８番45―205号
債務者　由井　秀嗣
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３７号
大阪府寝屋川市黒原旭町25番８号
債務者　徳山　輝雄
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３８号
大阪府寝屋川市黒原旭町25番８号
債務者　徳山　久子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４１号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番27号　ロイヤル俊徳２―210号室
債務者　松岡　久典
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５６号
大阪府吹田市原町３丁目31番25号
債務者　谷坂由美子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９１号
大阪府茨木市中河原町２番12号　久保住宅
債務者　浅利　智博
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５５号
大阪市生野区新今里１丁目20番２―606号
債務者　弘津　大輔
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３号
奈良県橿原市五井町256番地の２
債務者　松本　一正
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
山口県美祢市東厚保町山中991番地１
債務者　松永イネスこと　ＭＡＴＳＵＮＡＧＡ　ＩＮＥＳ
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９１号
山口県山陽小野田市日の出４丁目６番３号　メゾン角103号
債務者　秋里　由香
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９６号
山口県宇部市朝日町５番12―206号
債務者　山口　賢一
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９９号
山口県山陽小野田市平成町７番６号
債務者　林　　健二
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２５０号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目３番17―403号　沖縄復興木材ビル
債務者　宮里マリ子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２６３号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目111番地１　汀良市営住宅２―803
債務者　新垣　京子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部